

◆児童扶養手当所得制限限度額表(令和 6 年 11 月以降) (単位：万円)

税法上の扶養 人数	請求者本人				扶養義務者(※1)	
	全部支給		一部支給			
	収入額	所得額	収入額	所得額	収入額	所得額
0 人	142.0	69.0	334.3	208.0	372.5	236.0
1 人	190.0	107.0	385.0	246.0	420.0	274.0
2 人	244.3	145.0	432.5	284.0	467.5	312.0
3 人	298.6	183.0	480.0	322.0	515.0	350.0
4 人	352.9	221.0	527.5	360.0	562.5	388.0
5 人	401.3	259.0	575.0	398.0	610.0	426.0
加算額	70 歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 10 万円、特定扶養親族又は控除対 象扶養親族（16 歳以上 19 歳未満の者に限る） 1 人につき 15 万円				老人扶養親族 1 人につき（扶 養親族が老人扶養親族のみの 場合は 1 人を除いた 1 人につ き）6 万円	

○政令上は所得額で規定されており、上記収入額は給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額です。

○70 歳以上の同一生計配偶者を有する方については、請求者本人の場合は上記の通り所得制限限度額に 10 万円加算されますが、この適用を受けるためには申出が必要となります。

申出がなければ所得制限限度額に 10 万円の加算はされませんのでご注意ください。

なお、申出前の所得が所得制限限度額未満であることが明らかな場合など、申出いただいても手当の支給額が変わらない場合があります。詳しくはお住いの区の保健福祉課福祉助成係にお問い合わせください。

◆児童扶養手当支給額表(令和7年4月分～令和8年3月分)

	全部支給	一部支給
児童 1 人目	46,690 円	11,010 円～46,680 円
児童 2 人目以降	11,030 円	5,520 円～11,020 円

◆児童扶養手当支給額表(令和8年4月分～)

	全部支給	一部支給
児童 1 人目	48,050 円	11,340 円～48,040 円
児童 2 人目以降	11,350 円	5,680 円～11,340 円

●一部支給の手当額計算

児童 1 人目 = 48,040 円 - (所得-Y) × 0.0264029 ※Y = 全部支給所得制限限度額(例えば、扶養 1 人のときは 107 万円)

児童 2 人目以降 = 11,340 円 - (所得-Y) × 0.0040719 ※算出した金額の 10 円未満は四捨五入します。

保健福祉課福祉助成係

中央区 (直通) 205-3302	白石区 (直通) 861-2446	清田区 (直通) 889-2037	手稲区 (直通) 681-2487
北区 (直通) 757-2462	厚別区 (直通) 895-2474	南区 (直通) 582-4741	
東区 (直通) 741-2461	豊平区 (直通) 822-2453	西区 (直通) 641-6943	

◆ 手当額の算出方法

● 所得とは

1 年間（1 月から 12 月）の収入額から、その収入を得るのに必要な経費を差し引いた額です。

※給与所得者であれば、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。

● 本人と児童のみで生活している場合

所得が、全部支給の限度額未満のとき・・・全部支給

所得が、一部支給の限度額未満のとき・・・一部支給

所得が、一部支給の限度額以上のとき・・・全部停止（手当の支給はありません）

● いつの所得か

1 月から 10 月分の手当・・・前々年の所得

11 月から 12 月分の手当・・・前年の所得

※手当受給中の方は、毎年 8 月に現況届を提出いただき、11 月分以降の手当額を決定します。

● 同居の扶養義務者(※1)がいる場合

所得が、限度額以上のときは、全部停止（手当の支給はありません）

※所得限度額以内であれば、本人の所得額に応じて手当額を計算します。

※本人の所得が低い場合でも、扶養義務者の所得が限度額以上であるときは、手当の支給はありません。

◆ 申請者本人(受給者)の所得

「所得（収入－必要経費）」＋「養育費（8 割）」－「8 万円（社会保険料相当分）」－「諸控除（A）」

諸控除（A）		給与年金控除	最大 10 万円（※2）
障害者控除	27 万円	小規模企業共済等掛金控除	当該控除額
特別障害者控除	40 万円	配偶者特別控除	当該控除額
勤労学生控除	27 万円	医療費控除	当該控除額

※2 給与所得又は公的年金等に係る所得を有する方については、令和 3 年度（令和 2 年中）以降の所得において、給与所得と公的年金等に係る所得の合計額から 10 万円（10 万円未満の場合はその額）が控除されます。

養育者の場合に適用できる控除(※3)			
令和 2 年度（令和元年中）所得まで		令和 3 年度（令和 2 年中）所得から	
寡婦（夫）控除	27 万円	寡婦控除	27 万円
寡婦控除（特別）	35 万円	ひとり親控除	35 万円

※3 申請者が母又は父を除いた養育者の場合は、控除額を差し引きます。

◆ 扶養義務者(※1)の所得の計算

「所得（収入－必要経費）」－「8 万円（社会保険料相当分）」－「諸控除（B）」

諸控除（B）			
令和 2 年度（令和元年中）所得まで		令和 3 年度（令和 2 年中）所得から	
寡婦（夫）控除	27 万円	寡婦控除	27 万円
寡婦控除（特別）	35 万円	ひとり親控除	35 万円
諸控除（A）の額	当該額	諸控除（A）の額	当該額
※給与年金控除を除く			

※1 同居の扶養義務者とは、直系 3 親等内の血族（本人の、曾祖父母、祖父母、父母、子ども、孫、ひ孫）及び兄弟姉妹のことです。

住民票が分離していても、住居が同じであれば同居の扶養義務者となります。二世帯住宅の場合など、届出により生計を別としていると見なすことができる場合があります。詳しくはお住まいの区の保健福祉課福祉助成係までご連絡ください。